

雇用のあり方、 取り組み方

— 会員企業の立場から雇用の現状、問題点を考える —



第32回

多様で柔軟な働き方の 実現に向けて

いつも本欄をお読みいただき本当にありがとうございます。このコラムを執筆開始してから10年目に入ります。これからも会員企業様に、またそこで働く皆様に、そして働き生
活する地域社会にとって、お役に立つお話を届けたいと思います。
引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

コロナ下で雇用環境も大きな影響を受けており、落ち着くまでには時間を要することかと思いますが、少子高齢化に伴う労働人口の減少の流れを止めるほどではなく、人手不足の傾向は続いていくでしょう。働き手を確保していくことは、事業主にとって今後ますます重要な経営課題になっていきます。ここ数年、働き方改革として多くの法律や制度が変わり、事業主として対応していくのに苦慮していることはありますが、これからの考えると、過去の経験則に縛られることなく、柔軟な考え方で

雇用を考えていくことが求められます。そのためには、多様で柔軟な働き方を実現することには是非取り組んで頂きたいと思います。多様で柔軟な働き方は、働き手である労働者側のメリットばかりが強調され、雇い主側である事業主は及び腰になりがちです。しかし、コロナ下で在宅勤務制度が一気に普及した事実は、多様で柔軟な働き方が事業主にとっても大きなメリットをもたらすことを明確にしました。是非この機会に事業主が自ら積極的に、多様で柔軟な働き方の実現に向けて取り組んでいくことをお勧めいたします。

働き方の選択肢として、いわゆる正社員としての働き方と、パートタイマーやアルバイト・派遣といった非正規社員という二律背反的なものしかないことが長く続いてきました。正社員というのは、フルタイム勤務、残業が当たり前、転勤あり、命じられたらどんな業務・職種にも従事、役職も会社の命じるまま無限

定的に働くことが求められていました。その代償として定年まで働き続けることが担保されています。主要な業務は正社員が行い、補完的な業務についてはパート・アルバイト・派遣などで補っていくというあり方になっており、硬直的な人事労務の制度となっております。正社員で働くことに求められている無制限的な働き方が出来ない場合には、非正規で働くことしか選択肢がないことが大きな社会問題になっていきます。非正規が悪いということではなく、非正規で働くこととの条件面での制約の大きさが問題になっているのです。

厚生労働省が2016年8月に『働き方の未来2035...一人ひとりが輝くために』懇談会』の報告書で以下のような働き方を提言しています。

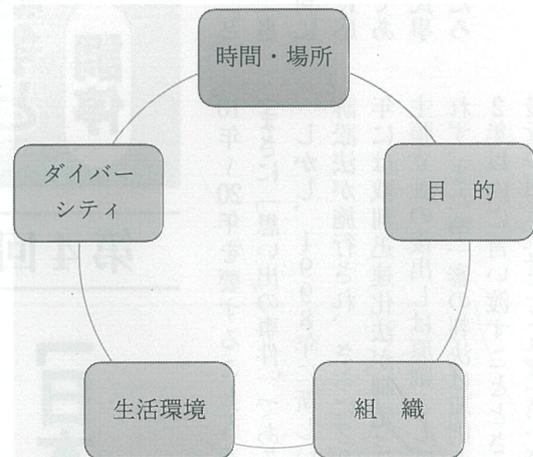
- 「多様で柔軟な未来の働き方」
- 時間や空間にしばられない働き方の可能化
 - 単にお金ではなく、多様な目的を持った充実感を持てる働き方の可能化
 - 企業と働く人の関係がプロジェクト単位になり、兼業・副業・複業が普遍化
 - 企業のコミュニケーションとしての役割が地域やSNSなどの疑似コミュニケーションに代替
 - 地方に居ること、介護や子育てが働くことの制約にならない社会
 - 性別、人種、国籍、年齢、LGBT、障害の有無などが壁にならない社会

株式会社ヒューマンリソースみらい
代表取締役 荒木康之
(特定社会保険労務士)

2035年という近い未来には個人の働く意識が大きく変わることで、企業の在り方も大きく変質していくことになるでしょう。いま正社員として働くことが出来ない制約条件としてあることが、取り払われるようになっていくことが、未来の働き方として求められていくでしょう。

話が大きくなってしまいました。話が、起こりうる将来に備えて、今からできる柔軟な働き方とは何かを考え、行動に移してみませんか。それが皆さんの働き方改革につながります。働く場所を限定することをやめてみる。働く日数は週に5日で一日8時間という日数や時間の縛りを無くしてみる。正社員として制限されている働き方を改革するということを、出来るところから少しずつ、試していくことをお勧めします。多様な働き方ができるようにする、ということは、とりもなおさず、退職者を減らすことになりません。その働き方は、働く

図 多様で柔軟な未来の働き方の相関



注) 筆者作成

場を探している人にとって間違いなく魅力的な場所に見えるはず。規模の大小は関係のないことだと思います。どうすればその職場で制約条件からの退職者を出さないことが出来るのか。そんな観点から多様な柔軟な働き方が生まれくると思っています。画一的な価値判断、画一的な働き方だけでは、人を幸せにすることが難しい世の中になっていきます。厳しいコロナ下ではありますが、未来に向かって一歩働き方を変えてみませんか？

横浜商工会議所会員企業の
魅力をまるごとPR。



横浜商工会議所 会員企業紹介サイト

ハマの社長ねっと

お申し込みは
こちらから!



お問い合わせ 横浜商工会議所会員サービス部
TEL : 045-671-7431 E-mail : kaiinservice@yokohama-cci.or.jp